

令和2年3月24日  
庁 議 資 料

子ども家庭部子ども発達支援課及び教育部教育支援課の執務室  
等について

子ども家庭部子ども発達支援課及び教育部教育支援課が子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」へ移転するまでの間、執務を下記の場所で行います。また、各センター（子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター）の移転日は以下のとおりです。

なお、現在、本庁舎 301 会議室で行っている児童青少年部（子ども家庭部）の執務場所は変更ありません。

記

- 1 子ども家庭部子ども発達支援課及び教育部教育支援課の執務室について
  - (1) 執務期間 令和2年4月1日（水）から令和2年4月17日（金）まで
  - (2) 執務場所 本庁舎3階 301 会議室
  - (3) 内線番号 2301・2307 ほか調整中
  - (4) その他 令和2年4月20日（月）からは子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」で執務を行います。新電話番号は4月6日に取得予定です。
  
- 2 各センターの移転日について
  - (1) 児童発達支援センター 令和2年4月22日（水）
  - (2) 教育支援センター 令和2年4月23日（木）
  - (3) 子ども家庭支援センター 令和2年4月24日（金）
  
- 3 子育て・教育支援複合施設「ひだまりセンター」のオープンについて  
令和2年4月30日（木）